

Title	[付論] 能における対権力者意識についての覚書 : 《養老》などの「君は舟臣は水」をめぐって
Author(s)	天野, 文雄
Citation	演劇学論叢. 2001, 4, p. 25-36
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/97560
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

〔付論〕

能における対権力者意識についての覚書

——《養老》などの「君は舟臣は水」をめぐって——

天野文雄

はじめに

能には脇能を中心として当代の繁栄をことほいだり、御代を賛美したりしている文辞が少なくない。それには曲によつて、その当代賛美が一曲の主題になつている場合もあれば（《養老》などの脇能がそれ）、部分的な文飾として用いられている場合もあるが（《泰山府君》《大江山》《長柄》など）、これらは能における対権力者意識を示すものとして、能や能役者をめぐる環境を考える場合の重要な検討材料となるべきものであろう。しかし、これまでにこの問題をおいて、その重要性が十分に認識されてきたとはいいがたい。また、この問題は、当然のことながら、その「権力者」がだれかということと一体の問題であるが、この点もやはり十分な検討はなされてはいない。

もっとも、この「権力者」がだれかという点は、世阿弥が『申楽談儀』で「当御代のはじめのために書きたる能」だと証言している《弓八幡》をめぐって、その「当御代」がだれをさすかを論じるなかで、結果的に論じられてきた経緯がある。それについての明治末年以来の一連の論議を要約すれば、『申楽談儀』の「当御代」を室町將軍とするもの（義満説、義持説、義教説がある）と、天皇とするもの（称光天皇説、後花園天皇説がある）との、根本的なところで対立する二つの見方があつて、現在は「当御代」については「將軍説」がほぼ定説になつていと認められる。筆者は、『弓八幡』は、袋に納めた弓を天皇に献上することによつて泰平の御代の到来を祝うというその内容から、南北朝合一まもない応永元年（一三九四）に將軍となつた義持の代始めにさいして、義満の治世賛美という意図をもつて制作されたもので、『申楽談儀』の「当御代」は義持であろうと考えているが（『弓八幡』成立の時と場——『申楽談儀』

の「当御代」と応永初年の義満をとりまく状況をめぐって―』演劇学論叢 2号)、この推定が正しければ、この《弓八幡》の成立事情―《弓八幡》は將軍義持の御代始めに、義満の治世賛美のために作られたということ―は、能における対権力者意識の実態を考えるための有力な事例を提供することになる。しかし、いうまでもなく、この《弓八幡》の「当御代」をめぐる問題は、直接的にはあくまでも《弓八幡》が制作された背景に限定されるべきもので、ここでの結論は能における対権力者意識を考える場合の一つの有力な材料ではあるが、それをもって、ただちにその「権力者」一般を決定することはできないとすべきであろう。筆者なども、右の稿を発表したころには、その結論をもつて、能全体における対権力者意識の「権力者」も当然將軍をさすものと考えていたのであるが、この二つはやはり別個に検討されるべき問題であろう。

いうまでもなく、能における対権力者意識の対象がだれであるのかは、能や能役者がおかれていた環境をどうとらえるかということと直結する問題である。それが將軍であるのか、それとも天皇であるのかは、たんなる一つの事実をめぐる問題ではなく、能楽史の根幹にかかわる問題である。そのような重要な問題が、能楽研究においては、これまで自覚的に論じられてこなかったのである。そこで、こ

こではあらためて能における対権力者意識の「権力者」について、それが具体的にだれをさすのかを、《養老》など世阿弥の協能などにみえる「君は舟臣は水」という文辞をてがかりに考えてみたいと思うのである。

一 社本武氏の論考について

本題にはいるにさきだつて、ここで筆者が主張しようとしているのと同じことを、大筋においてすでに指摘している論文があるので、まずそれを紹介しておきたい。それは昭和二十九年十一月の『文学』に11頁にわたつて発表された社本武氏の「協能について―能本研究のうち―」である。

社本氏の論は、基本的には、十四世紀という時代に形成された能が、「幽玄」という美的理念だけをもち芸術至上主義的な芸術として形成されたという当時(昭和二十年代)の定説的な理解に疑問を呈しつつ、「能楽もあらゆる芸術と同様に、十四世紀という歴史社会の要請に依じてあらわれ、その後の社会の変質発展と共に変化していった」という認識に立つて、その歴史社会の要請の投影がもつとも強いと考えられる協能を材料に、能の成立に働きかけた当時の社会的政治的状况について考察したものである。

そこではまず、《高砂》《淡路》《右近》《鶺鴒》《老松》

《上宮太子》《白髭》《箱崎》《放生川》《金札》《伏見》
《富士山》《養老》《弓八幡》《阿古屋松》《布留》《難
波》の十七曲の協能をもとに、それらの多くがワキを宮廷
奉仕の臣下とし、一様に後ジテたる神が当代を祝福すると
いう国家的規模の目的をもって現われるという形になって
いることに注目して、延年の風流や貞和五年（一三四九）
の四条河原勸進田楽で演じられた「日吉山王の示現利生の
新たなる猿楽」などの祝福的要素が国家的な規模のもので
ない（らしい）ことも比較して、右のような協能特有の
劇構成が歴史的にみてそう古いものではなく、能において
考案されたものであろうとして、そうした整理をふまえ、
そのような一群の協能がいかなる歴史的事情のもとに制作
されたのかという点に論をすすめている。そこで社本氏が
提示するその歴史的背景は、南北朝期以来の武家による能
楽愛好の歴史である。社本氏は、義満による世阿弥寵愛を
伝える『後愚昧記』の記事や、『申楽談儀』が伝える義満
やその周辺の武将による世阿弥や犬王道阿弥への愛顧など
を紹介して、「能楽はこのような逸話を生みながら、武家
勢力愛顧の中能役者たちの精進の中に成長していった」と
し、協能における国家的規模の祝福もそうした事情のもと
に、能役者によって生み出されたものとして、「協能の国
家的規模を持った御代祝福の形式」は、「南北朝争乱期の

足利氏を中心とした武家政権確立のプロセスを媒介にせず
しては、考え得ないものなのである」と結論づけている。

このような社本氏の能と能役者をめぐる環境についての
指摘は、かならずしも社本氏に独自のものではないともい
えるが、しかし、それをこのように明快に能をささえる社
会的基盤だとしていることと、協能の国家的規模の祝福を、
「足利氏を中心とした武家政権確立のプロセス」と不可分
のものとしてとらえようとしている点は、大成期の能をさ
さえた基盤についてのまことに的確な認識の表明として高
く評価されるべきものと思う。

社本氏はさらに、能役者の対観客意識の中心にはこのよ
うに將軍がいることは確実であるにもかかわらず、かれら
の制作になる協能が、將軍が統治する御代の祝福をせず、
その多くが天皇が統治する御代の祝福をしていることを問
題とする。社本氏はこの点を、公家や神社勢力などの古代
的勢力に融和的であった足利幕府の歴史的性格に由来する
ものとし、その具体的事例として、義満による比叡山領の
保護などを指摘したあと、能楽史上に著名な応永十五年三
月の後小松天皇の北山第行幸をとりあげ、そのおりの連歌
に、

山水の長閑にすめる汀かな

風もおさまるよるず代の春 北山殿

ちらでなほ盛久しき花を見て 若公

とあるのに注目して、つぎのように記している。

無記名の発句が後小松天皇、北山殿とあるのが義満で、若公は義満の子義嗣である。この連歌において特に義満の脇句の付け方には注意すべき点がある。守護勢力を圧迫し、將軍の地位をかたくするという政治的意図がかくされているにしろ、とにかくここには天皇に対して臣下が献上した古代和歌にみられる雰囲気と通じあう情緒が認められるであらう。そして同時に脇能の能本にみられる御代祝福の詞章と通じあう情緒がみとめられるのである。じつさい義満は天皇制に対して妥協的という以上に、尊氏の場合と同様征夷大將軍の立場で利用し、保護を与えるような動きすらみせた。足利將軍が天皇制に対してこのような態度を示しており、社会体制をこのような形で続けていこうとして以上の、脇能に表現される御代祝福も天皇統治の御代祝福になることは、極めて自然なことがらであつてふしぎでも何でもないのである。

これが、能役者が室町將軍の後援をうけていたにもかかわらず、かれらの制作になる脇能の多くが天皇の治める御代を祝福していることについての社本氏の考えである。このあと、社本氏は、国家的規模の祝福を主題とする脇能は

だれによって創造されたかを問題として、たぶん観阿弥の生前にはこの種の脇能は成立していて、それを世阿弥が継承したのであらうとして、論をむすんでいる。

以上が社本武氏の論考の内容であるが、ここで注目されるのは、なんといつてもやはり、後半の、將軍の庇護下に活動していた世阿弥たちの作になる脇能の多くが、天皇の治世を賛美しているように書かれている点についての論であらう。社本氏はその理由を、脇能が制作された時代の將軍と天皇との融和的な關係に求めているのであるが、脇能における天皇賛美をこのような視点から明快に説いた論を筆者は寡聞にして知らない。

社本氏の論は、將軍と天皇という二つの権力を二者択一的にとらえることをせず、脇能における天皇の治世賛美を、室町幕府の性格という視点から理解しようとしているのだが、このような論に接すると、この問題にかかわる従来の論は、將軍と天皇との關係をあまりにも二者択一的に、あるいは対立的にとらえていたのではないかと反省させられる。

たとえば、佐成謙太郎氏などは、脇能における天皇の治世賛美を根拠にして、皇室尊崇を能の特色の一つにあげ、世阿弥が將軍の強力な後援をうけていたにもかかわらず、その制作になる能にはそれをまったく記さず、もっぱら天

皇の治世を賛美している点に、世阿弥の時流を超越した芸術家としての偉大さをみておられるが（同氏「謡曲の研究法」『国語と国文学』（昭和4年6月）や『謡曲大観』各曲解説など）、これなどは能役者と将軍との関係をあまりにも軽くみた見解とせざるをえないであろう。また、筆者なども、前掲の「《弓八幡》成立の時と場」（『演劇学論叢』2号）では、「当御代」を将軍義持としたうえで、その《弓八幡》が全体として天皇（後宇多天皇）の治世を賛美する形になっていることを、応永初年当時に政治の実権をにぎっていた義満賛美の寓意と理解していた。これもまさしく二者択一的な発想というべきで、そこに義満賛美の寓意があることは確実であるが、義満賛美とともに天皇が賛美される状況が当時存在したことについての認識が拙論には欠けていたのである。

もちろん、このような社本氏の指摘は、室町幕府研究とも直結することがらである。その室町幕府研究においては、将軍と天皇との関係は、義満時代については、義満による天皇家の篡奪とか、義満の僭上などと、両者を対立的に理解するのが、田中義成氏『足利時代史』（大正12年）以来の定説である。近年の新田一郎氏『太平記の時代』（講談社『日本の歴史』11）などでは、そうした定説にたいする疑問が提示されているが、この問題については、社本氏が指摘するような両者の融和的な側面への注目がもつとなされ

る必要があるように思われる（新田一郎氏の疑問もそうした立場からのものである）。事実、後述のように、そのような両者の融和的な関係を示す史料は決して少なくないのだが、このようにみえてくると、将軍の後援をうけていた能役者の作でありながら、天皇の治世賛美色が強い脇能は、将軍と天皇の関係を考えるさいの、きわめて有力な資料たりうることになるであろう。その場合、一群の脇能のなかでもとりわけ注目されるのが、「君は舟臣は水」という形で君臣一体を強調する作品の存在である。

そこで、以下では社本武氏の指摘にも導かれつつ、脇能にみえる「君は舟臣は水」という君臣一体思想のよつてくる背景をさぐることで、能における対権力者意識の実態を考えてみることにするが、それはまた、右に紹介した室町幕府の性格とも表裏一体の関係にあるわけで、この問題が能楽研究だけにとどまらないことも強調しておきたい。

二 「君は舟臣は水」の文辞をもつ能

「君は舟臣は水」はもとは「荀子」王制篇の「君者舟也。庶人者水也。水則載舟、水則覆舟矣」に由来する文辞で、わが国の文献では『平家物語』巻三「城南之離宮」などにもみえる成句であるが、これを一曲中に用い、あるいはふ

まえてゐる能には、《金札》《養老》《弓八幡》《難波》
 《代主》《国栖》《内外詣》などがある。《金札》は観阿
 弥作の可能性がある協能であり〔五音〕に「亡父曲」として
 その一節が引かれている）、《養老》《弓八幡》《難波》は世
 阿弥作の協能であり（前二曲については『申楽談儀』に明証が
 あり、《難波》には世阿弥自筆本が伝わる）、《代主》《国栖》
 は作者や制作時期について確定的なことがいえない能であ
 り、《内外詣》は室町末期ころに作られた能である。そこで、
 制作時期がおそらくここで問題としてゐる能大成期の社会状
 況（公武関係）とは無縁の《内外詣》と、「君は舟…」が部
 分的な文辞として用いられている《国栖》は除いて、残る
 五曲のその部分をあらためてかかげると、それはつぎのご
 とくである（引用は世阿弥自筆本による《難波》以外は現行の
 観世流による。《難波》以外は時代や流儀による異同はない）。

○《金札》（終曲部のノリ地の部分）

とても治まる、国なれば、とても治まる、国なれば、
 なかなかなれや、君は舟、臣は瑞穂の、国もゆた
 かに、治まる代なれば、東夷西戎、南蛮北狄の、恐
 れなければ、弓をはずし、剣を納め、君もすなほに、
 民を守りの、み札は宮に、納まり給へば、影さしお
 ろす、玉簾、影さしおろす、玉簾の、ゆるがぬみ代
 とぞ、なりにける

○《養老》（終曲部の主としてノリ地の部分）

水滔々として、波悠々たり、治まるみ代の、君は
 舟、君は舟、臣は水、水よく舟を、浮かめ浮かめ
 て、臣よく君を、仰ぐみ代とて、いく久しさも、尽
 きせじや尽きせじ、君に引かるる、玉水の、上澄む
 ときは、下も濁らぬ、滝つの水の、かへすがへすも、
 よきみ代なれや、よきみ代なれや、万歳の道に、帰
 りなん、万歳の道に、帰りなん

○《弓八幡》（第3段〔シテとワキの応対〕の末尾の初同
 の部分）

桑の弓、取るや蓬の八幡山、取るや蓬の八幡山、誓
 いの海も豊かにて、君は舟、臣は瑞穂の国々も、
 残りなくなびく草木の、恵みも色もあらたなる、ご
 神託ぞめでたき、神託ぞめでたかりける

○《難波》（第4段のサシ〔聖代たる仁徳の治世賛美の冒
 頭〕の部分）

シテハ昔唐国の、堯舜の御代にも越えつべし、地ハ万
 機のまつりごと穏やかにして、慈悲の浪四海にあま
 ねく、国土豊かにし民篤うして、治めざるに平かな
 り、シテハ君君たれば臣もまた、地ハ水よく船を浮
 かむとかや

○《代主》（第4段〔シテの物語〕の冒頭クリの部分）

それ君は舟臣は水、水よく舟を浮かめつつ、臣よく君を仰ぐとかや

こうしてみると、「君は舟臣は水」の文辞をもつ能で、国家的規模の祝福を一曲のテーマとする能には、能大成期（將軍でいえば義満・義持時代）のものが多くことがあらためて確認される。このうち、《弓八幡》《養老》《難波》の三曲が確実に世阿弥の作品である。私見によれば、《弓八幡》は応永元年（一三九四）十二月に義持が將軍となったころの成立と考えられ（拙稿「弓八幡」成立の時と場——『申楽談儀』の「当御代」と応永初年の義満をとりまく状況をめぐって——『演劇学論叢』2号）、《養老》は明德四年（一三九三）九月の義満の養老の滝見物からまもないころの成立と考えられ（本号の拙稿「養老」の典故と成立の背景）を参照されたい）、《難波》は応永十五年（一四〇八）の義持の家督相続直後の成立と考えられる（拙稿「難波」成立の背景『芸能史研究』151号）。また、観阿弥作曲の一節がふくまれていた《金札》は、現在は作者も成立時期も不明とされているが、全体的に古色を感じさせる能で、一曲全体が観阿弥の作である可能性はかなり高いように思われる。筆者は、社殿の造営を描くその内容などから、《金札》は永徳元年（一三八一）の後円融天皇の義満造営の花の御所への行幸のうちに作られた能ではないかと考えているが（詳細は別稿

にゆずる）、こうしてみると、「君は舟臣は水」という文辞をもつて君臣一体を説く能は、世阿弥作についていえば比較的初期の作であり、全体の傾向として、南北朝末期から室町時代初期ころの成立のものが多くように思われる。

さて、この「君は舟臣は水」には世阿弥をはじめとする大成期の能や能役者がおかれていた環境が顕著に投影していると思われるのだが、これらの文辞については、その典故として『荀子』や『平家物語』などが指摘されるにとどまっていた、その意味や背景を論じたものは、筆者の知見のかぎりではこれまでのところ皆無である。筆者などは一時、將軍と能役者との緊密な関係と、將軍を「君」と呼んだ当時の用例の少なくないことから、「君は舟」の「君」は天皇ではなく將軍を意味しているのではないかと考えたこともあるが（平成十年六月の芸能史研究会大会シンポジウム「中世史研究と芸能史研究」での報告）、それは將軍と天皇とを対立的にとらえていたためでもあって、これらのうち《金札》《養老》のワキが勅使であることを考えあわせると、この「君」を天皇ではないとするのはやはり無理であろう。したがって、この「君は舟」の「君」は天皇のことであるとするのが自然な解釈だと思ふのであるが、そのような視点に立つて、あらためてこの文辞によって示されている君臣一体の賛美に対してみると、そこには社本氏が指

摘するような、將軍と天皇が融和的で一体の關係にあつた能大成期（南北朝期～室町前期）の政治狀況が、その背景としてうかびあがつてくるように思われる。換言すれば、「君は舟臣は水」という君臣一体を強調する文辭をもつこれらの能の存在によつて、社本氏の指摘の正しさがいつもう明確になるといふことでもある（社本氏は「君は舟臣は水」の文辭には言及されていない）。

もつとも、そのことを強く主張するためには、当時の政治狀況が、はたして社本氏が指摘するような性質のものであつたかどうか、やはり問題となるであろう。その点の社本氏の論拠はさきに紹介したとおりであるが、問題の大きさにくらべると、それはかならずしも十分なものとはいえないように思われる。そこで、つぎにはその点について、いささか補強を試みたい。

三 能大成期における「君臣一体」的側面

前述のように、義満時代の公武關係については、それを義満による天皇の權威の接収あるいは篡奪とする見解が有力であるが、そこには社本氏の論考が指摘するような、両者の融和的な面がたしかに存在していた。そうした側面の端的な反映が脇能の「君は舟臣は水」という文辭であり、

さらには、將軍の後援をうけていた能役者の作でありながら、しばしば天皇の治世が賛美されている脇能の存在であると思ふのだが、ここでは、そのような脇能の作意とかさなる能大成期の「君臣一体」的側面を史料によつて検証してみよう。

応永十五年（一四〇八）三月の後小松天皇の北山第への行幸は義満の生涯をかざる盛儀であつたが、この行幸にかかわる史料には、当時の「君臣一体」的側面がきわめて濃厚に示されている。社本氏の論考でも、このおりの連歌が義満と天皇との融和的な關係をうかがわせることに注目されていたが、それ以外にも、この行幸関連史料には、より直接的に両者の一体的關係を謳つたものが少なからず見いだせるのである。

たとえば、一条経嗣の手になる『北山殿行幸記』がそれで、その冒頭部分にはつぎのようにある。

わが君、天つ日嗣しろしめしてよりこのかた、はたとせあまり七かへりなかりにもなりぬらん。五の風、十の雨も時をたがへず、八島四つの海の波も収まりて、君も臣も身を合はせ、魚と水との思ひをなしたるときなれば、唐堯の鼓も苔ふかく、劉寛が鞭も釜朽つるばかりなり。さればかやうに久しく保たせおはしますことは、昔の応仁・仁徳・欽明・推古などは神代

も遠からず、時もすなほなれば申すにおよばず。文武天皇より年号なども定まりたることになりてのちは、醍醐の御門こそ卅三年まで御位にてありしか。このときこそぞ格式などいふことを定められたれ。まことに聖徳のわたりは、延喜のいにしへも応永のいまも同じかるべし。これはひとへに准三后世をまつりごち給ひて、君を輔け民を撫づる御恵み、高麗もろこしまでも従ひたてまつるほどの御勢ひなれば、聖運武運もいよいよ栄へましますにこそ。このととせばかりより北山の御所に移り住ませ給ひて、將軍右大将をばおほやけの御固め、近き守りにと都に置き申されたるも、いとどかしこき御をきてとぞおほえはべる。

さても行幸は応永十五年弥生のはじめの八日なり。

ここでは傍線部のように「君」と「臣」との親密な関係がくりかえし賛美されている。もちろん、「君」が後小松天皇で、「臣」が義満である。義満の北山第への行幸記である以上、それは当然のことでもあろうが、同時にそれは、とりもなおさずこの時代の公武の端的な反映とみてよいであろう。このような時代認識が、協能の「君は舟臣は水」の文辞にびつたりとかさなることはいうまでもあるまい。この行幸のことは同年五月の『鹿苑院殿をいためる辞』にもみえるが、そこでも、「まことに君も臣も身を合

はせたる御仲ぞかしとみえ給ひていとめでたし」と記されている。なお、ここにみえる「五の風、十の雨も時をたがへず」は順調な天候をいつたもので、「論衡」(後漢王充著)に由来する天下泰平を象徴する文句であるが、この文句が《養老》《松尾》《東方朔》などの協能に用いられていることも注意しておきたい。

これと同趣の君臣一体への賛美は、天皇の北山第滞在中に詠まれた和歌や連歌のなかにもみえる。すなわち、三月二十日に催された三船御会では、後小松天皇と義満・義嗣が同船しての詩歌管弦があつたが、そのうちの権大納言藤原資藤が詠んだ歌は、

池水に影をならべて映すなり君と君との千代の友鶴

であつた。ここでは、後小松と義満が「君と君」として「千代の友鶴」だと詠まれている。また、三月十一日の内々の連歌会で冷泉宰相入道(高倉水行)が詠んだ、

君と君との千歳栄へむ

の句や、三月二十一日の連歌会で月輪宰相入道(藤原季尹)が詠んだ、

あひ会ふ君ぞとも久しき

などの句も、同様の君臣一体への賛美である。

このような君臣一体への賛美はなにも義満の晩年期だけのものではない。北山第行幸をさかのぼること二十四年、

義満の初政期たる至徳元年（一三八四）十二月成立の『新後拾遺集』の仮名序（二条良基著）にも、つぎのように君臣一体の政治状況が記されている。当時の天皇はその二年前に即位した後小松天皇であるが、仮名序の執筆は後円融天皇讓位直後であり、ここで称賛されている天皇は『新後拾遺集』の撰進を命じた後円融天皇である。

今わが君、天の下しろしめすこと、十とせあまり二かへりの春秋になんなりにける。あまねきおほんうつくしみ、こりしく花よりも香ばしく、ふかき御恵み、清くすずしき竹よりも繁し。道の露を払ふ田植へ人もなく畔をゆずり、林の風にうそぶく賢きともがらも、たちまちに山を出づる時となれり。しかのみならず、征夷大將軍左のおほいまうち君、かた糸の乱れを収め、かげ草の衰へをおこして、外には八隅を守り、内には万のことわざを助く。まことに、君も臣も身を合はせたるをりなるべし。これによりて、権中納言藤原朝臣為重に仰せて、古より今にいたるまでの歌を集め選ばしめ給ふ。

ここでは、至徳元年当時の状況が「君も臣も身を合はせたるをり」とされているが、「君」は後円融天皇で、「臣」は征夷大將軍左大臣足利義満である。これによれば、天皇と將軍の「君臣一体」的状況は、応安四年（一三七七）に

即位した後円融天皇の治世にまでさかのぼることになる。これを要するに、すくなくとも、応安（一三六八）初年ころから応永十五年（一四〇八）までの義満時代―天皇でいうと後円融と後小松の時代―は、まず確実に、將軍（武家）と天皇が「君臣一体」という状況にあった時期ということになるかと思う。

義満時代における「君臣一体」的側面を伝える徴証は、このほかにも少なくないように思われる。たとえば、南北朝合一以前でいうと、『永和大嘗會記』（二条良基著）巻末の「このたびは四海浪収まり、一天静かなる時分に、武家慇懃に申沙汰せられぬる。めでたく天命神慮に通じはべれば、聖運武運も万歳を期せるべし」といった記事や、『右大将義満参内饗譙仮名記』（良基著）が伝える康暦元年（一三七九）四月の義満の参内、康暦二年の『雲井の御法』（良基著）が伝える後光厳院七回忌の内々の御遊における義満の笙と後円融天皇の笛の協奏、『さかゆく花』（良基著）が伝える永徳元年（一三八一）三月の後円融天皇の室町第（花の御所）への行幸などが、そうした事例になるのではないかと思う。南北朝合一以後については、いまだ十分な検討をしていないが、同種の史料はそこでも少なからず見いだされることが予測される。

このような義満時代における公武間の一体的側面は、応

永十五年（一四〇八）→正長元年（一四二八）の義持時代に
も継承されていたようである。もともと、義持時代の公武
関係については、前代の義満の「僭上」への反動もあって、
両者は融和的な関係に転じたとするのが、田中義成氏「足
利時代史」（大正12年）以来の定説のようである。たとえば、
義持は応永二十二年ころから頻繁に参内・院参を行ってい
るが、それは義満時代にはあまりみられなかつた顕著な現
象であり、それなどは公武一体的側面の有力な例証であろ
うし、義持時代の岐陽方秀や惟肖得嚴などの禅僧の法語が、
天皇の長久の祈念と將軍の長寿の祈念とを併記（天皇↓將
軍の順）していることなどもその例証となろう。このうち、
後者は、武家を絶対的な保護者としていた禅僧の法語であ
り、その禅僧が天皇↓將軍という順でその長久を祈念して
いるのは、將軍の庇護をえていた能役者が天皇の治世を賛
美する協能を作っているのと同じ現象であるのが注目され
る。

もつとも、このような義持時代における公武関係は、微
妙なところで義満時代とは異なっていて、その微妙なちが
いが義持時代制作の世阿弥の協能にも投影していると考
えられるのだが、その論証にはいささか紙幅を必要とするの
で、詳細は別稿にゆずることにする。

このようにみてみると、社本武氏が協能成立の基盤とし

て注目された、能大成期の「君臣一体」的な関係は、当時
の公武関係の一面としてたしかに存在したことが認められ
るのであろう。世阿弥たち將軍の御用役者の制作になる協能
の多くに、天皇にたいする賛美が描かれているのは、社本
氏が指摘されたように、このような当時の政治状況のごく
自然な投影とみてよいのである。

むすび

かくて、能における対権力者意識については、そこに能
大成期における將軍と天皇の「君臣一体」的な側面の投影
があると認められるわけであるが、同じ状況は義持以後の
義教・義政の時代にも続いていたと考えられる。要するに、
現存の協能の多くについては、基本的にこれまでのべてき
たような「君臣一体」的状况を背景に制作されているとみ
てよいのではないかと、ということになる。（ただし、丹波猿
楽の能の可能性がある《水室》については、丹波猿楽と禁裏・仙
洞とのむすびつきを考慮するとそのかぎりではなく、そこに強調
されている治世賛美はそのまま天皇や上皇にたいする賛美と解し
うるのではないかと思う）。

またここでとくに確認しておきたいのは、協能に顕現し
ているこのような現象は、能作者たちが当時の政治状況を

客観的に把握した結果ではなく、あくまでも能作者たちの庇護者である將軍の意を体した結果であるということである。つまり、義満や義持が天皇にたいして融和的な姿勢をとっていたからこそ、能作者たちはそれに迎合したのであって、脇能における天皇の治世賛美は、つまるところ將軍の治世にたいする賛美にほかならない、ということである。そもそも、世阿弥の能楽論書における対権力者意識は、そのいづれもが將軍を対象にしたものと認められるし、仙洞における観能が頻繁になつてくるのは応永二十年代以降のことと、天皇や上皇の能楽愛好は武家のそれにくらべると、その初期は格段におくれるのである。大成期の主要な能の愛好者は武家だったのであり、脇能における「君臣一体」の強調や天皇の治世賛美も、基本的にはそのような能役者の環境から生まれたものだったとよいかと思う。

なお、《養老》《弓八幡》《難波》《高砂》といった、国家的規模の祝言能はいつから制作されるようになったかという社本氏が提起した問題についてであるが、これも社本氏の指摘のように観阿弥時代からとみるのが妥当ではないかと思われる。そう考える根拠は、《金札》が観阿弥の作である可能性があることと（前述）、『新後拾遺集』仮名序が示すように、公武関係における君臣一体的側面は観阿弥の生前から存在していたと認められるからである。天皇

と一体の將軍の治世を賛美するという脇能には世阿弥のものが多いが、それは世阿弥の創始になるものではないという点である。この点でも、世阿弥の前には観阿弥がいたのである。